

○社会保険料の変更をお願いします

今年の算定も届出が完了いたしました。ご協力ありがとうございました。この後は皆様の個人別社会保険料額表をあおば事務所が作成し発行致します。

社会保険の算定の結果は 9 月から反映されます。実際に社会保険料を変更するのは、翌月支払いの原則があることから「10 月に支払われる給与」からとなります(ただし会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます)。算定によって決まった保険料額表(青色の用紙)を 9 月中旬頃までに順次発送致しますので、新しい保険料への変更をお願い致します。今回の保険料額表には厚生年金の料率変更も含まれておりますので、必ずご確認ください。

○健康診断について

～労働安全衛生

(1)健康診断の対象者は?

フルタイムで働く社員であれば全員受けることとなります。パートやアルバイトは週の所定労働時間が正社員の 3/4 以上であり、1 年以上雇用(一定の有害業務に従事する場合は 6 ヶ月)することが見込まれる場合には、正社員同様受けさせなくてはなりません。また所定労働時間が 1/2 以上である場合は、強制ではありませんが、受けさせることが望ましいとされています。

(2)健康診断の種類にはどんなものがある?

健康診断には主なものとして①「雇入れ時の健康診断」②「定期健康診断」があります。①の「雇入れ時の健康診断」は雇入れの直前又は直後に実施する必要があります。ただし雇用する従業員が 3 ヶ月以内に受けた健康診断の結果を証明する書類を提出した場合は、その項目は省略することが出来ます。

②の「定期健康診断」は 1 年以内ごとに定期的に行います。また深夜の時間に所定労働時間がある方や著しく暑い・重い・激しい騒音・気圧の上下、放射線、病原体等を扱う仕事をする方は、一般の方より健康リスクが高いため、6 ヶ月ごとに行う必要があります。

(3)健康診断の費用の負担、受診時間中の賃金は?

健康診断の費用については原則会社が負担します。受診時間中の賃金については、この定期健康診断の場合、法律上特に定めはありません。通達では「賃金を支払うことが望ましい」とされています。従って、受診時間中の賃金支払い義務はありません。ただし有機溶剤・放射線などを扱う仕事をする場合は「特殊健康診断」を受ける必要があり、この場合は賃金の支払いが必要になります。

○育児・介護休業法が改正されます

～育児・介護休業法

平成 29 年 10 月 1 日より、育児・介護休業法が改正されます。なお改正点は次の 3 つです。

①最長 2 歳まで育児休業の再延長が可能に

1 歳 6 ヶ月以後も、保育園に入れないなどの場合には、育児休業期間を最長 2 歳まで再延長できます。これに合わせて育児休業給付金も 2 歳までとなります。

②子供が生まれる予定の方などに育児・介護休業等の制度などをお知らせ(努力義務)

従業員やその配偶者が妊娠・出産したことや、家族の介護を行うことを知った場合に、その方に個別に育児・介護休業等に関する制度(休業中・休業後の待遇や労働条件など)を知らせる努力義務が創設されます。

③育児目的休暇の導入(努力義務)

小学校に入学前の子供を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されます。※育児目的休暇の例) 配偶者出産休暇、子供の行事参加のための休暇など

今回の改正を踏まえ、就業規則の改訂、制度の整備や従業員への対応について、準備していく必要があります。詳細につきましてはあおば事務所までご相談ください。

○最低賃金額が引き上げられる予定です

～最低賃金法

平成 29 年の最低賃金の予定額が発表されております。埼玉県は 26 円引き上げの『871 円(10 月 1 日から)』、東京都も 26 円引き上げの『958 円(10 月 1 日から)』となる予定です。

社会保険加入の顧問先様 社会保険の随時改定(いわゆる月変)に関して、基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与(手当等)に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。